

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1369号)

平成28年12月22日

横 情 審 答 申 第 1369 号

平 成 28 年 12 月 22 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成27年3月18日教西総第615号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成26年6月23日処分日の処分案（中和田小学校教諭の個人情報紛失  
について）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成26年6月23日処分日の処分案（中和田小学校教諭の個人情報紛失について）」ほかの別表1に示す4件の行政文書を一部開示とした決定のうち別表2に示す部分を非開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成26年6月23日処分日の処分案（中和田小学校教諭の個人情報紛失について）」ほかの別表1に示す4件の行政文書（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成27年1月23日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 文書の特定範囲について

本件申立文書は、平成26年度に発生した職員の不祥事及び不祥事で処分を受けたものについてわかる行政文書のうち、横浜市教育委員会事務局（以下「教育委員会事務局」という。）西部学校教育事務所教育総務課（以下「所管課」という。）で所掌する教職員に係るものである。

## (2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

## ア 文書1について

校長の年齢について記載されている部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため条例第7条第2項第2号本文に該当するため、非開示とした。また、校長の年齢は記者発表等においても公にされていないことから本号ただし書アに該当せず、公務員の職務の遂行に係る情報でもないため本号ただし書ウにも該当せず、本号ただし書イにも該当しない。

当該教諭の勤務に関する情報について記載されている部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当するため非開示とした。

#### イ 文書2について

校長の年齢について記載されている部分については、前記ア同様に非開示とした。

児童・保護者の言動・様子について記載されている部分については、当該児童・保護者の具体的な発言、様子、行動が記録されている。具体的な発言、様子、行動は開示することにより当該児童・保護者が特定され、個人が識別されるおそれがあり、仮に個人が識別されない場合でも、情報の性質から当該個人の権利利益を害するおそれがあるため本号本文に該当し、非開示とした。

なお、当該記載の内容は、一般的に人に知られたくない事柄が含まれており、人権保護の観点からも開示することが予定されていない。

過去の類似案件における小学校名、処分内容について記載されている部分については、当該文書において非開示とした類似案件は懲戒処分ではない。この部分には、服務上の義務違反等の行為を戒め、注意喚起するために行う事実上の措置がなされた内容が記載されている。制裁的実質を有していない措置であり、外部に開示されることが予定されていない事案で、不利益処分の審査の対象にすらならない性質のものである。そのような事実上の措置が一般に開示されることになれば、その記載内容や他の情報との照合により、特定の教職員が識別され、その措置の具体的内容が明らかになることで教職員の権利利益が害されるおそれがある。

よって、本号本文に該当すると判断したため、非開示とした。

#### ウ 文書4について

児童・保護者の様子について記載されている部分については、前記イと同様の理由により、開示されることになれば、その記載内容や他の情報との照合により、特定の個人を識別されるおそれがあり、当該児童・保護者の権利利益が害されるおそれがあることから本号本文に該当すると判断したため、非開示とした。

校長の当該児童に対する内心については、校長が開示されることを想定せずに、当該児童に対する率直な考えを述べた内容である。この個人の考えが公にされることになれば、当該児童が特定されるおそれがあり、当該児童の権利利益が害さ

れるおそれがある。

校長の当該教諭に対する内心については、当該教諭に関する情報であり、当該教諭の個人情報と言える。これが開示された場合、当該教諭の権利利益を害するおそれがあることから、本号本文に該当すると判断したため、非開示とした。

### (3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

#### ア 文書2について

懲戒処分の該当性に関する部分については、処分量定を判断するに当たって、どのような具体的な事情を考慮したかという、極めて人事的秘匿性の高い事情が記載されている。これらは公にされることが予定されていない性質の情報であり、開示されることによって、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保が困難になる。よって、本号エに該当すると判断したため、非開示とした。

#### イ 文書3について

てん末書の記載内容については、てん末書とは責任の所在を明らかにし、任意に提出する性格の文書であり、開示すると事案に係る当事者との信頼関係が損なわれ、今後、事務処理ミスや不祥事が発生した際に、的確な情報収集やそれに基づく適切な指導が行われにくくなるなど、当事者から事実確認を行うことが困難になるという、人事管理上の支障を及ぼすおそれがあると考えられ、本号エに該当すると判断したため非開示とした。

なお、判断に当たっては横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第555号を参考にした。

#### ウ 文書4について

校長の内心について記載されている部分については、校長の当該教諭に対する率直な評価を述べた内容で、極めて人事的秘匿性の高い情報が記載されている。これらは公にされることが予定されていない性質の情報であり、これらが開示された場合、人事事務に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、本号エに該当すると判断したため、非開示とした。

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象行政文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 行政文書については、原則全面的に開示されるものである。

本件請求についても全面的に開示されることを求める。当事者等からの、法的対応等になった時に、証拠として提出された文書は、公開されたと同じ扱いになったとしたときに、行政文書としては、非開示にした部分が、結果的に公開されることについては、矛盾が生じることになる。

今回も公開されない、できないとされた点については、報道や、当事者に対する現在の一般的な認識、扱い等によって判断して主張する。

- (3) 文書1及び文書2について、校長の年齢、一般的には有識者の年齢は、公開されている。されると認識している。
- (4) 文書1の当該教諭の勤務に関する情報については、教諭の違法行為であり、その勤務実態についての明らかにすることが原因説明等のためにも必要であり、非開示にする理由はない。逆に非開示にすることによって問題解決等の障害になる。
- (5) 文書2について、児童・保護者の言動については、事実関係で明らかにされている部分については公開されてもよいと判断される。

過去の類似案件における小学校名、処分内容については、職員所属の学校を選択するかどうかの判断材料となる事もあるので、ぜひ明らかにしてもらいたい情報である。

また、処分該当性に関する部分も、職務上の判断等が厳密かどうかの客観的判断のために明らかにする必要性があり、公開されることが求められる。

- (6) てん末書は、全面的にその内容が、非公開である。しかしながら職務上に関することであり、その内容には、当然その事案の問題点、背景等が記載されていると思われるのである意味、職務上の問題解決等についての内容が記載されているといえる。その内容は広く知らされる必要なものであり、申立人もぜひ知りたい情報である。全面的な非開示は、知る権利を侵している。

「任意に提出する性格」ということであるが、提出された段階で、処分庁においては、行政文書の一つとして扱われているといえる。ほぼ全面非開示ということは、容認できない。職場での動向等職務行為等について記載されているといえるから、開示されるべきである。

- (7) 事実確認記録の児童・保護者の様子については、処分庁等の判断と思われるので、別段非開示にする理由が不明である。

また、校長の内心についてとあるが、具体的に内心なのかどうか判断できないので反論しにくい。校長は気分的なことを記載しているということであれば問題で

あり、職務行為であり、非開示にする理由にはならない。

(8) 「権利利益を害するおそれがある」という実施機関の説明は、主観のみであり、証明等がなされていない本案については、処分庁の証明等がなされたら、再度反論をする予定であるが、処分庁の証明等がなされない場合は、申立人の求める、公開されることが妥当ということである。

(9) 学校職員は住民の期待に応える義務があり、自らの行為を律すべきであると考えられる。そうすると、自らが行う職務内容は全て公開されても良いと言い切れる。

学校職員の行為は全て教育計画に基づくものであり、勤務時間外であっても自身の生き方も含め、計画の下に生きてしかるべきだと思う。そうすると、学校職員の職務中の失敗及び職務外の失敗は、全て本人の計画性の中で生まれるものと理解できる。

(10) 事実確認記録とあるが、申立人が求めるものは事情聴取記録である。事情聴取記録とは、事情聴取をうける職員の、事件の原因、背景、理由、問題点、今後の対応、克服すべき点等が浮かび上がるような質問がなされていることを想定している。具体的に何が聞かれたのか、どのような答えだったのか、今後の参考のために申立人としてはぜひ知りたいところである。

## 5 審査会の判断

(1) 懲戒処分に係る事務について

所管課は、教育委員会事務局の教職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号に規定する違反行為や非行を行った場合、事実確認を行い、てん末書の提出を受け、教育公務員に適用する懲戒処分の標準例（平成25年7月29日教教人第877号教育長通知）の基準に基づき処分案を作成する。これらの資料に基づき分限懲戒委員会で審査を行い、その結果を教育長に報告する。教育長はその審査結果を踏まえて実施機関に懲戒処分議案を推薦し、実施機関にて処分量定を審議し、処分を決定する。

なお、懲戒処分を行う場合、事案概要、処分内容等について記載した処分説明書を作成し、処分辞令とともに被処分者に交付する。

これらの事務は、職員の職種、勤務地等により、教育委員会事務局総務部の職員課及び教職員人事課並びに東西南北4方面の各学校教育事務所教育総務課の合計6課が所掌している。

(2) 本件申立文書について

申立人が本件請求で求めている、平成26年度に発生した職員の不祥事及び不祥事で処分を受けたものについてわかる行政文書は、所管課が所掌する事案に関する次の4種があり、本件申立文書はこのうち、ア、イ及びウである。

ア 教育委員会事務局が事件に関わる教職員等に事実確認のために聞き取りをした内容をまとめた事実確認記録

イ 事案に係る本人が責任の所在を明らかにし、本人の認識に基づく事実や、再発防止に向けた反省などを記載して事案に係る本人から提出されたものであるてん末書

ウ 事件の概要や過去の類似案件、処分量定を判断するに当たっての考慮事項などをまとめたものであり、教育委員会事務局が作成し、分限懲戒委員会に付議する資料となる処分案

エ 処分内容等を記載し本人に交付するものである処分説明書

(3) 実施機関は本件申立文書について、条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして一部開示としたと主張しているため、平成28年3月18日に実施機関からの事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

ア 本件請求においては、懲戒処分が確定したものを不祥事と考えた。

イ 開示・非開示の判断においては、客観的事実と判明した部分であり、個人識別情報が含まれておらず、秘匿性の高い人事管理情報でない部分を開示とした。

また、実施機関では「教職員に対する懲戒処分に係る公表基準について」（平成15年10月17日教育長通知）に基づき、記者発表が行われており、記者発表済みの内容、記者に情報提供する予定であった情報を開示とした。

ウ 校長の内心・評価とは、校長自身の思想信条のことではなく、児童、教諭への評価である。児童、教諭への具体的な校長の評価は、開示されると今後、校長の率直な考えを聞けなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示とした。

エ 文書1及び文書2においては、同じ表題であっても、それぞれ記載内容の性質、主体が異なっており、被処分者、学校長からの聞き取り内容等を総合的に勘案し、教育委員会の見解として記載した内容を開示した。被処分者や校長が話した内容を引用したものについては、個人の内心・評価に関する情報として非開示とした。

オ 文書2の「4過去の類似案件」中の「(類似案件1)」については、懲戒処分ではなく、公表されていないものである。そのため記載内容や他の情報と照合す

ることにより特定の教職員が識別され、当該教職員の権利利益が害されるおそれがある。

また、開示することにより本件事案の処分を決定した際の基準や経緯が露呈してしまい、処分逃れなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすため非開示とした。

カ 文書4のうち、校長からの聴取については、被処分者の個人情報に該当し権利利益を害するおそれがある部分、極めて人事的秘匿性が高い情報及び公にされることが予定されていない情報であり人事情報に関して開示することにより校長から率直な意見を聞けなくなるおそれのある部分について非開示とした。

(4) 当審査会は、以上を踏まえ、本件申立文書を見分した上で次のように判断する。

ア 条例第7条第2項第2号及び第6号の該当性について

(ア) 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

(イ) 条例第7条第2項第6号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

また、本号エには、開示しないことができるものとして、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のあるものを掲げている。

(ウ) 実施機関はこれらの条文に基づき本件申立文書の一部を非開示としたと説明しているため、以下検討する。

イ 文書1について

(ア) 校長の年齢について記載されている部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため条例第7条第2項第2号本文に該当する。また、校長の年齢は記者発表等においても公にされていないことから本号ただし書アに該当せず、公務員の職務の遂行に係る情報でも

ないため本号ただし書ウにも該当せず、本号ただし書イにも該当しない。

- (イ) 当該教諭の勤務に関する情報について記載されている部分については、休暇等の勤務状況が記載されており、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。また、当該情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 文書2について

- (ア) 校長の年齢は、前記イ(ア)で述べたとおり、条例第7条第2項第2号本文前段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

- (イ) 過去の類似案件について、「(類似案件1)」の処分内容欄のうち、措置の内容は公表しても、特定の個人を識別することができる情報ではない。また、当該事案が体罰に関する事案であることは、事案の名称から明らかであるから、体罰の認定に関する部分を秘匿する利益はない。これらの部分を公にしても、特定の個人を識別することはできず、個人の権利利益を害するおそれはないことから、条例第7条第2項第2号本文に該当しないため、開示すべきである。

「(類似案件1)」のその余の部分については、当該事案は懲戒処分の事案として公表されたものではなく、これらを公にすると具体的な事案の内容から個人が特定され、又は個人が特定されなかった場合でも当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号本文に該当する。また、このような措置を受けることは、職務の遂行に係る情報とは言えず、ただし書ウに該当せず、ただし書ア及びイにも該当しない。

- (ウ) 児童・保護者の様子について記載された部分は、具体的な児童・保護者の言動が記載されており、これらを公にすると被害児童が特定され、又は被害児童が特定されなかった場合でも当該児童の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

- (エ) 懲戒処分の該当性に関する部分については、処分量定を判断するに当たって、どのような具体的な事情を考慮したかという、処分を決定した際の基準や経緯が記載されている。これらが公にされると、事実を隠ぺいし、又は処分を想定して虚偽の報告をするなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保が困難となる。よって、条例第7条第2項第6号エに該当する。

## エ 文書3について

文書3は、懲戒処分を行うに当たって当事者の内心に係る情報が記載されたてん末書である。仮にこれらを開示すると、教職員との信頼関係が損われ、今後事務処理ミスや不祥事が発生した際に教職員が情報の提供に消極的になることで、的確な情報収集やそれに基づく適切な指導が行われにくくなるなど、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2項第6号エに該当する。

## オ 文書4について

- (ア) 児童・保護者の様子について記載された部分は、前記ウ(ウ)で述べたとおり条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
- (イ) 当該教諭が保護者に謝罪した時期については、当該教諭の行動であり、特定の日付を示すものではないことから特定の個人を識別することができる情報ではなく、条例第7条第2項第2号本文には該当しないため、開示すべきである。
- (ウ) 校長からの聴取のうち、学校運営についての自身の評価が記載されている部分は、校長が自身に対する評価について述べたものである。当該事案が発生したことについて、校長自身が学校運営に関し、自身の評価を表明することは再発防止に向けて職務上必要な行為である。よって条例第7条第2項第2号ただし書ウに該当する。

また、このような自身の評価が公になることで、校長の学校運営に係る事務に支障が生じるおそれもなく、条例第7条第2項第6号にも該当しないことから開示すべきである。
- (エ) 校長が教育指導についての方針を述べた部分は、校長自身の思想信条に関わる内容ではなく、職務上の一般論を述べたにすぎない。また、これを公にしたからといって、校長の学校運営その他の職務に支障を及ぼすものではない。よって条例第7条第2項第2号ただし書ウに該当し、条例第7条第2項第6号に該当しないことから開示すべきである。
- (オ) そのほかの校長からの聴取に係る非開示部分は、校長の当該児童又は当該教諭に対する率直な評価を述べた内容が記載されている。当該部分は、公にすることを前提としておらず、公にすると校長と児童・保護者・教諭との信頼関係が損なわれ、校長の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、

条例第7条第2項第6号に該当する。

カ 文書の特定について

(ア) 実施機関は、本件請求について判断するに当たり、懲戒処分が確定しているものを不祥事であるとした。このことについて、文書特定の争いはない。

(イ) 申立人は文書4の事実確認記録のほかに、被処分者から聞き取りを行った際の質疑をそのまま記載した事情聴取記録又は聞き取りの際に作成したメモ若しくは当該聞き取りの録音の開示を求めるとも主張している。

この点について実施機関に確認したところ、懲戒処分に当たっては、聞き取りを行った後速やかに事実確認記録を作成し、その作成に当たって使用したメモは内容を確認後、すぐに廃棄しているとのことであった。また、被処分者を緊張させ、ありのままの事実や心情を聞き取ることの妨げとなるため、聞き取りは録音していないとのことであった。

実施機関において、懲戒処分に先立つ事実の認定を行うための文書が事実確認記録であり、その作成に当たってこのような運用を行っている以上、申立人が求める事情聴取記録を作成していないことは、不自然とは言えない。また、録音を行っていないことも、不合理とまでは言えない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表1 本件申立文書一覧

平成27年1月23日教西総第510号による一部開示決定に係る対象行政文書	
文書1	平成26年6月23日処分日の処分案（中和田小学校教諭の個人情報紛失について）
文書2	平成26年8月25日処分日の処分案（瀬谷さくら小学校主幹教諭の体罰について）
文書3	平成26年6月23日処分日の顛末書（中和田小学校教諭の個人情報紛失について） 平成26年8月25日処分日の顛末書（瀬谷さくら小学校主幹教諭の体罰について）
文書4	平成26年6月23日処分日の事実確認記録〔平成26年1月21日〕（中和田小学校教諭の個人情報紛失について） 平成26年8月25日処分日の事実確認記録〔平成26年6月27日、7月1日、7月24日、7月25日〕（瀬谷さくら小学校主幹教諭の体罰について）

別表 2

条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当しないため開示すべきと判断した部分

文書 2 「平成26年 8 月25日処分日の処分案（瀬谷さくら小学校主幹教諭の体罰について）」		
ページ	行	該当箇所
2	16	11文字目から14文字目まで
	17	3 文字目から13文字目まで
	24	44文字目から51文字目まで
	25	1 文字目から17文字目まで
文書 4 「平成26年 8 月25日処分日の事実確認記録〔平成26年 6 月27日、7 月 1 日、7 月24日、7 月25日〕（瀬谷さくら小学校主幹教諭の体罰について）のうち7 月 1 日分」		
ページ	行	該当箇所
1	21	17文字目から19文字目まで

条例第 7 条第 2 項第 6 号に該当しないため開示すべきと判断した部分

文書 4 「平成26年 6 月23日処分日の事実確認記録〔平成26年 1 月21日〕（中和田小学校教諭の個人情報紛失について）」		
ページ	行	該当箇所
1	33	8 文字目から28文字目まで
文書 4 「平成26年 8 月25日処分日の事実確認記録〔平成26年 6 月27日、7 月 1 日、7 月24日、7 月25日〕（瀬谷さくら小学校主幹教諭の体罰について）のうち7 月24日分」		
ページ	行	該当箇所
1	28	9 文字目から33文字目まで

(注意)

文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字と数えるものとする。罫線及び空白は行、文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年3月18日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成27年4月16日 (第183回第三部会) 平成27年4月21日 (第269回第二部会) 平成27年4月23日 (第267回第一部会)	・諮問の報告
平成27年4月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年9月17日 (第188回第三部会)	・審議
平成27年10月15日 (第189回第三部会)	・審議
平成27年11月19日 (第190回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年12月14日 (第191回第三部会)	・審議
平成28年1月21日 (第192回第三部会)	・審議
平成28年2月18日 (第193回第三部会)	・審議
平成28年3月18日 (第194回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年4月21日 (第195回第三部会)	・審議
平成28年5月19日 (第196回第三部会)	・審議
平成28年6月20日 (第197回第三部会)	・審議
平成28年7月21日 (第198回第三部会)	・審議
平成28年8月4日 (第199回第三部会)	・審議
平成28年9月1日 (第200回第三部会)	・審議
平成28年10月6日 (第201回第三部会)	・審議
平成28年10月20日 (第202回第三部会)	・審議
平成28年11月17日 (第203回第三部会)	・審議